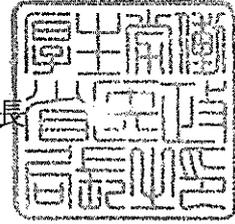


医政発0405第25号  
平成24年4月5日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長



院内感染対策事業実施要綱の一部改正について

標記については、平成21年3月30日医政発第0330009号厚生労働省医政局長通知の別添「院内感染対策事業実施要綱」により行われているところであるが、今般、同通知の別添「院内感染対策事業実施要綱」の一部を新旧対照表のとおり改正し、平成24年4月1日より適用することとしたので通知する。

なお、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨通知願います。